

令和 8 年度 神谷小中学校外壁改修工事

意匠図			
A-01	表紙・図面リスト	A-11	特記仕様書 建築改修工事編（10）
A-02	特記仕様書 建築改修工事編（1）	A-12	配置図・付近見取図
A-03	特記仕様書 建築改修工事編（2）	A-13	1 階平面図
A-04	特記仕様書 建築改修工事編（3）	A-14	2 階平面図
A-05	特記仕様書 建築改修工事編（4）	A-15	3 階平面図
A-06	特記仕様書 建築改修工事編（5）	A-16	立面図（現状・撤去）
A-07	特記仕様書 建築改修工事編（6）	A-17	立面図（改修後）
A-08	特記仕様書 建築改修工事編（7）	A-18	仮設計画図
A-09	特記仕様書 建築改修工事編（8）		
A-10	特記仕様書 建築改修工事編（9）		

特記仕様書（建築改修工事編）

Ⅰ 工事概要

1. 工事場所

いの町神谷小中学校(高知県吾川群いの町神谷694)

(都市計画区域 内(外))

2. 敷地面積

3249.25

m²

3. 構造・規模

RC造

3 階

4. 建築面積

467.42

m²

5. 延床面積

1176.21

m²

6. 主要用途

学校等

Ⅱ 建築改修工事仕様

1. 共通仕様

(1)

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版）」（以下、「改修標準仕様書」という）により、改修標準仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版）」（以下、「標準仕様書」という）による。

(2)

電気設備改修工事及び機械設備改修工事を本工事に含む場合は、電気設備改修工事及び機械設備改修工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。なお、電気設備改修工事の仕様書は()図、機械設備改修工事の仕様書は()図による。

(3)

受注者は完了検査（中間検査を含む）の検査には、特定行政庁（建築主事等）が求める検査に必要な書類等（報告書等）を用意すること。

2. 特記仕様

(1)

項目は、○印の付いたものを適用する。

(2)

特記事項は、○印の付いたものを適用する。
○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
○印と⊗印の付いた場合は、共に適用する。

(3)

特記事項に記載の[. . .]内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

(4)

特記事項に記載の(. . .)内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

(5)

[G] 印は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「グリーン購入法」という）の特定調達品目を示す。判断基準は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和4年2月25日変更閣議決定）」（環境省のホームページからダウンロード可能）による。

(6)

標準仕様書又は改修標準仕様書で「特記がなければ、」以降に具体的な材料・品質性能・工法・検査方法等を明示している場合において、それらが関係法令の改正等により（条例を含む）抵触する場合には、関係法令等の遵守[1.1.13]の規定を優先する。

(7)

週休2日制工事（通期）。

1 各章共通事項

○適用基準及び区分

※ 建築工事監理指針（上下巻） 国土交通大臣官房官庁営繕部監修（令和4年版）
※ 建築工事標準詳細図 国土交通大臣官房官庁営繕部監修（令和4年版）
・ 鉄骨設計標準図 国土交通大臣官房官庁営繕部監修
・ 鉄骨工事技術指針 工場製作編 工事現場施工編 日本建築学会
※ 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事等編）
※ 建設副産物適正処理推進要綱
※ 建築材料等評価名簿 国土交通大臣官房官庁営繕部監修
※ 工事写真撮影ガイドブック 建築工事編及び解体工事編 国土交通大臣官房官庁営繕部監修

・ 建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応した工法を施工計画書として提出する。
区分等 基準風速 Vo=() m/s 地表面粗度区分（Ⅰ Ⅱ Ⅲ Ⅳ）
積雪区分 建設省告示第1455号 別表（ ）

・電気保安技術者

・適用する ・適用しない

[1.3.3]

○施工条件

施工時間帯 ※指定なし ○指定有り（協議による）
部位別の施工順序 ※指定なし ○指定有り（協議による）

[1.3.5]

○発生材の処理

・引き渡しを要するもの（ ）
・特定管理産業廃棄物（種類： 処理方法： ）
・現場において再利用を図るもの（ ）
○再生資源化を図るもの（ ・コンクリート塊 ・アスファルトコンクリート塊 ・建設発生木材）
※灰石膏ボード等は、原則分別再利用処理とする。

[1.3.12]

○材料の品質等

[1.4.2]
本工事に使用する材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS 及び JAS マーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の1）から6）の事項を満たすものとする
1）品質及び性能に関する試験データが整備されていること
2）生産施設及び品質の管理が適切に行われていること
3）安定的な供給が可能であること
4）法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること
5）製造又は施工の実績があり、その信頼性があること
6）販売、保守等の営業体制が整えられていること
なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料、又は外部機関が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受けるものとする。
ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない。
また、備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品及び同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承認を受けること。
製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、グリーン購入法の基本方針の判断の基準に従い、あらかじめ、平成19年3月30日付け18高建管第881号「土木部発注工事で使用する木材の合法性の確認について（通知）」による証明書等を、監督職員に提出する。

[1.4.2]

・石綿含有建材の調査

調査 [1.5.1]
※ 石綿含有建材の事前調査
工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う。
賃与資料（ ）
・ 分析による石綿含有建材の調査
分析対象
アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロソライト、トレモライト

分析方法

材 料 名

定性分析
(JIS A 1481-1 または JIS A 1481-2)

定量分析
(JIS A 1481-3 または JIS A 1481-4)

・ 箇所数()

・ 箇所数()

・ 箇所数()

・ 箇所数()

・ 箇所数()

・ 箇所数()

サンプル数

1 箇所あたり3サンプル

採取箇所

・ 図示 ・

調査項目

・ 防水改修 ・ 外壁改修 ・ ()

調査範囲

※図示

調査方法

※テストハンマーによる打診及び目視 ・ 図示
外壁調査は、外壁改修フローに対する外壁面のひび割れ、浮き、欠損部、内部まで貫通したひび割れ及び雨漏りの有無についての位置及び数量（幅、長さ、面積）の調査を行う。
また、その報告書は、結果を立面図等に記載し集計表を添えて監督職員に2部提出する。
（必要に応じ写真等を添付する）

既存部分の破壊を行った場合の補修方法

※図示

[1.6.3]

[1.7.2]

工事種目

技能検定職種

技能検定作業の種別

仮設工事

とび

・とび作業

防水改修工事

防水施工

・アスファルト防水工事業 ・ウレタンゴム系塗膜防水工事業
・アクリルゴム系塗膜防水工事業
・合成ゴムシート防水工事業
・塩化ビニル系シート防水工事業 ・セメント系防水工事業
○シーリング 防水工事業 ・FRP防水工事業
・改質アスファルトシート防水工事業
・改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事業

外壁改修工事

樹脂接着剤注入施工

○樹脂接着剤注入工事業

左官

・左官作業

タイル張り

・タイル張り作業

建具改修工事

サッシ施工

・ビーム用サッシ工事業

ガラス施工

・ガラス工事業

自動ドア施工

・自動ドア工事業

内装改修工事

建築大工

・大工工事業

内装仕上施工

・鋼製下地工事業

建築板金

・内外装板金作業

内装仕上施工

・ブラッシング系床仕上げ工事業 ・カーペット系床仕上げ作業
・木質系床仕上げ工事業 ・ボード仕上げ工事業
・化粧フィルム工事業

熱絶縁施工

・吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工事業

表装

・壁装作業

左官

・左官作業

タイル張り

・タイル張り作業

塗装改修工事

塗装

○建築塗装作業

耐震改修工事

鉄筋施工

・鉄筋組立て作業

型枠施工

・型枠工事業

コンクリート圧送施工

・コンクリート圧送工事業

鉄工

・構造物鉄工事業

とび

・とび作業

環境配慮改修工事

配管

・建築配管作業

路面表示施工

・溶融ペイントマーカ工事業 ・加熱ペイントマーカ工事業

造園

・造園工事業

施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド¹⁾、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの濃度を測定し、報告すること
測定対象室及び測定箇所数 ※図示（仕上表備考欄） ・ () か所

※屋内に使用する材料は、揮発性有機化合物（VOC）の放散による健康への影響に配慮し、次の条件を満たすものとする。

対象建築材料等

使用制限

①合板、木質フローリング、構造用バネ板、集成材、単板積層板、MDF、パネチクルボード²⁾、ウレ樹脂板、壁紙、緩衝材、断熱材、仕上げ塗材

F☆☆☆☆又は同等の大臣認定品とする

②塗料

ホルムアルデヒド¹⁾、アセトアルデヒド³⁾、スチレン、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを含有していない水性系のものとする

③木材保存剤（防腐処理、防蟻処理等）

クロロピリリス、ダイアゾリン、フェノアカルブ⁴⁾を含有しない、非有機リン系の薬剤とし、加圧式防腐・防蟻処理は工場で行い、十分乾燥した後に現場搬入する

④内装用接着剤、木工用接着剤

1）ホルムアルデヒド¹⁾、アセトアルデヒド³⁾、スチレン、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを含有しないものとする
2）フタル酸ジ-n-ブチル、フタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているものとする

⑤家具、書架、実験台、什器、化粧洗面台、流し台

①②③④の建築材料を使用する場合はF☆☆☆☆を基本とし、該当する材料がない場合はF☆☆☆☆は同等品を使用する

室内に関わる材料は（上記①～⑤及び建具、シール材、その他でその接着剤や塗料の溶剤まで含む）については、ホルムアルデヒド¹⁾、アセトアルデヒド³⁾、スチレン、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、フタル酸ジ-n-ブチル、フタル酸ジ-2-エチルヘキシル、クロロピリリス、ダイアゾリン、フェノアカルブ⁴⁾の有無または成分について一覧表に記入し、その資料を添付して提出するものとする。

○完成時の提出図書

※完成図（配置図、各階平面図、各立面図、断面図、仕上表）C A Dデータ（CD-R）とも
記入内容は標準仕様書 表1.7.1による。
※施工計画書（A4ファイル縦じ 提出部数：1部）
※施工図（CADデータ 提出部数：1部）
※保全に関する資料（提出部数 ※1部 ・ 部）
○意匠図全て
※工事写真・完成写真 写真データ（CD-R）とも

区 分

分類規格

提出部数

部 数

着工前及び工事中

カラー ※サービス版

工程毎

1部

完成時

カラー ※キャビネ版

枚

部

カラー ・全紙版（735額縁入）

枚

部

カラー ○アルバム版

枚

1部

工事写真については、隠蔽となる部分は全て撮影すること。
デジタル写真の仕様は1 適用基準及び区分の工事写真撮影ガイドブックによる。
※上記の他、完成写真内外6面程度（カラーサービス版）、及びその画像データを完成検査時に1部提出する。
※電子納品とする場合は、「高知県電子納品運用に関するガイドライン工事編」により、予め監督職員と協議を行う。

標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。

・行う（内容） ※行わない

提出した施工図及び施工計画書の著作に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。

設備機器の位置、取り合い等が検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。

施工範囲

区 分

梁貫通部の補強

※本工事 ・別途工事

梁貫通部のスリーブ

・本工事 ※別途工事

自動開閉装置を取付ける防火戸の切り込み補強及びドアチェック、プロベージ

※本工事 ・別途工事

天井埋込型器具の取付箇所の下地軽量鉄骨の切込み及び補強

※本工事 ・別途工事

軽量鉄骨壁のボックス取付用の下地

・本工事 ※別途工事

埋込形分電盤、消火栓等の仮枠及び補強

仮枠 補強

・本工事 ※別途工事

照明器具、幹線等の吊ボルト用インサート

○本工事 ※別途工事

電気室、自家発電室などのビット（蓋含む）

※本工事 ・別途工事

○撤去部分

コンクリート、モルタル等の撤去部分の項目は、原則としてダイヤメントカッター切りとする

2 仮設工事

○足場等

[2.2.1]
足場を設ける場合、改修標準仕様書2.2.1によるほか、設置においては、「手すり先行工法に関するガイドライン」別紙1（手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準）における2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。
外部足場に設ける防護シート等
・養生シート※JISA8952のⅠ類に適合するもの
（建築工事に用シートでシートだけで落下物の危害防止に使用できるもの）
・防音シート ・探光防音シート ・養生ネット

・既存部分の養生

既存部分の養生方法 ※ビニルシート等 ・ () [2.3.1]
既存家具等の養生方法 ※ビニルシート等 ・ ()
既存ブラインド、カーテン等の養生方法及び保管場所 ・図示 ()
固定された備品、机・ロッカ等の移動 ・行う（図示：）

・仮設間仕切り

仮設間仕切り等の種別 [2.3.2][表2.3.1]

種 別

下 地

仕上材（厚さ mm）

充てん材

塗 装

・ A 種

・木下地
※軽量鉄骨

※せっこうボード（※9.5 ・ ）
・合板（※9.0 ・ ）

厚さ mm

・片面

・ B 種

・木下地
※軽量鉄骨

※せっこうボード（※9.5 ・ ）
・合板（※9.0 ・ ）

・片面
※無し

・ C 種

単管下地

防炎シート

・仮設扉

※木製扉
・鋼製扉

※合板張り程度 ・
※片面フラッシュ程度 ・

※無し
・有り

・設ける [2.4.1]
・構内に新設する（規模及び仕上げの程度、並びに設置する備品等の種類及び数量は現場説明書（施工条件明示）による）
・既存建物内の一部を使用する（場所）
※設けない

構内既存の施設 ※利用できる（ ※有償 ・無償） ・利用できない

構内既存の施設 ※利用できる（ ※有償 ・無償） ・利用できない

○監督職員事務所

・設ける [2.4.1]
・構内に新設する（規模及び仕上げの程度、並びに設置する備品等の種類及び数量は現場説明書（施工条件明示）による）
・既存建物内の一部を使用する（場所）
※設けない

○工事用水

構内既存の施設 ※利用できる（ ※有償 ・無償） ・利用できない

○工事用電力

構内既存の施設 ※利用できる（ ※有償 ・無償） ・利用できない

特記仕様書（建築改修工事編）（1）

令和4年度版

高知県土木部建築課

令和8年度神谷小中学校外壁改修工事

一級建築士事務所登録第19号

株式会社上田建築事務所

図番 A-02

3

防水改修工事

○降雨等に対する養生方法(とい共)

※改修標準仕様書3.1.3(5)(7)による・()

[3.1.3]

・既存防水の処理

既存保護層の撤去・行う(範囲・図示・)
既存防水層の撤去・行う(範囲・図示・)
立上り部の防水層撤去・行う(・POS・POS1・M4S・M4S1・S4S・S4S1)
既存露出防水層表面の仕上げ塗装の除去・行う(・M4AS・M4AS1・M4C・M4D1・L4X)

[3.2.3、4、6]

・既存下地の処理

既存下地の補修箇所、範囲、数量等・図示・()

[3.2.6]

・アスファルト防水

押え金物※アルミニウム製 L-30×15×2.0 (mm)・()

[3.3.2]

屋根保護防水

[3.3.2～5][表3.1.1][表3.3.3～6]

工 法	種 別	施工箇所	断熱材 [G]	絶縁用シート	立上り部の保護
・P2A	・A-1 ・A-2 ・A-3			※ポリイソレンフィルム 厚さ0.15mm以上 又はフラットイソクロス 70g/㎡程度・	・乾式保護材 ・れんが押え ・コンクリート押え
・P1B	・B-1 ・B-2				
・P2A1	・A1-1 ・A1-2 ・A1-3	厚さ・25mm・			
・P1B1	・B1-1			※フラットイソクロス 70g/㎡程度・	
・T1B1	・B1-2				

屋根露出防水

[3.3.2～3][表3.1.1][表3.3.7～9]

工 法	種 別	施工箇所	断熱材 [G]	備 考
・M4C	・C-1 ・C-2 ・C-3 ・C-4			
・M3D ・P0D	・D-1 ・D-2			
・P0D1 ・M3D1 ・M4D1	・D1-1 ・D1-2		種類・ 厚さ・25mm・	脱気装置・設ける 改修用ドレン・設ける 脱気装置・設ける 改修用ドレン・設ける

脱気装置の種類及び設置数量

※アスファルト・フイック類の製造所の指定による
・(種類:、数量 個/㎡)

屋根露出防水絶縁断熱工法の場合の、ルーフドレン周り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置

・()

・図示

屋内防水

[3.3.2～3、5][表3.1.1][表3.3.10]

工 法	種 別	施工箇所	備 考
・P1E	・E-1 (工程3・行う)		保護層・設ける
・P2E	・E-2		

屋上排水溝

・適用する

[3.4.2、3]

・改質アスファルトシート防水

改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による・()
脱気装置の種類及び設置数量
※改質アスファルトシートの製造所の指定による・種類()・設置数量()個
押え金物※アルミニウム製 L-30×15×2.0 (mm)程度・()
断熱材 [G] (AS1-T1、AS1-J1の場合) 種類・() 厚さ・25mm・()
仕上塗料
種類※改質アスファルトシートの製造所の指定による・()
使用量※改質アスファルトシートの製造所の指定による・()
高日射反射率防水の適用 [G]・適用する

・合成高分子系
ルーフینگシート防水

絶縁用シート※発泡ポリエチレンシート・()
断熱材 [G] (S1-F1、S1-F2、S1-M1、S1-M2の場合)
種類・() 厚さ・25mm・()

[3.5.2]

工 法	種 別	施工箇所	厚さ(mm)	分 類	仕上塗料	備 考
・POS ・S4S	・S-F1 ・S-F2 ・S-M1		※1.2・ ※2.0・ ※1.5・	※非歩行 ・軽歩行 ・	・カラー ・シルバー	脱気装置 ・設ける 改修用ドレン ・設ける
・S3S	・S-F1 ・S-F2		※1.2・ ※2.0・	※非歩行 ・軽歩行 ・	・カラー ・シルバー	脱気装置 ・設ける
・M4S	・S-M1 ・S-M2		※1.5・ ※1.5・	※非歩行 ・軽歩行 ・	・カラー ・シルバー	脱気装置 ・設ける
・POS1 ・S3S1 ・S4S1 ・M4S1	・S1-F1 ・S1-F2 ・S1-M1 ・S1-M2		※1.2・ ※2.0・ ※1.5・ ※1.5・	※非歩行 ・軽歩行 ・	・カラー ・シルバー	脱気装置 ・設ける

脱気装置の種類及び設置数量

※ルーフینگシートの製造所の指定による
・(種類:、数量 個/㎡)

防湿用フィルムの設置 (S1-M1、S1-M2の場合)

・適用する

屋内防水

[表3.5.3]

工 法	種 別	施工箇所	備 考
屋内保護 密着工法	・S-C1		工程4のモルタルの塗厚・mm

既存防水層下地が PCコンクリート部材の場合 (接着工法)

[3.5.4]

目地処理

・行う (工法)

増張り

・行う (S-F1、S1-F1の場合)

[3.6.2、3][表3.1.1][表3.6.1～3]

工 法	種 別	施工箇所	備 考
・POX	※X-1 ・X-2 ・X-1H ・X-2H		脱気装置・設ける 改修用ドレン・設ける
・L4X	・X-1 ※X-2 ・X-1H ・X-2H		脱気装置・設ける
・P1Y	※Y-2		保護層・保護モルタル・()
・P2Y	※Y-2		保護層・保護モルタル・()

脱気装置の種類及び設置数量

※主材料の製造所の指定による
・(種類:、数量 個/㎡)

シーリング改修工法の種類

[3.1.4][3.7.2、3、7、8]

・シーリング充填工法
・拡幅シーリング再充填工法
・ブリッジ工法

○シーリング再充填工法

・ブリッジ工法

シーリング材の種類、施工箇所

下表以外は、改修標準仕様書表3.7.1による。

施工箇所	シーリング材の種類 (記号)
図示の建具廻り	変性シリコン MS-2
図示の外壁打継目地	変性シリコン MS-2

シーリング面への仕上塗材仕上げ等・行う○行わない
ブリッジ工法 ボンドブレーカー張り・適用する
エッジング材張り・適用する
接着性試験 ※簡易接着性試験・引張接着性試験 (部位)

・とい

とその他の材種
・配管用鋼管
・硬質ポリ塩化ビニル管 (※RF-VP [G]・VP)
・()

[3.8.2、3]

ルーフドレン

種 類	材 種	施工箇所
・ろく屋根用 (・縦型・横型)		
・バルコニー用		
・バルコニー中継用		

防露材のルーフドレン放散量

※「1(各章共通事項) 室内空気汚染(揮発性有機化合物)対策」による

既存のといその他の撤去及び降雨等に対する養生方法・()

・図示

種 類

・オープン形式 (・図示・押出250形・押出300形・押出350形)
・シール形式 (板材折曲げ形)

[3.9.2、3]

板材折曲げ形の場合

本体幅 (mm) 板厚 (※2.0mm・)

役 物・適用する

表面処理 種別・AB-1種又はBB-1種・BB-2
着色・標準色・特注色

工 法

既存笠木等の撤去・行う (範囲・・図示)

下地補修の工法・()

・図示

板材折曲げ形の笠木の取付方法・()

・図示

○防水保証期間

期間は (10) 年とし、請負業者、施工業者、製造業者の3社連名の保証とする。

4-1

外壁改修工事 (コンクリート打放し仕上げ外壁)

○ひび割れ部改修工法

※樹脂注入工法 [4.1.4][4.2.4～7]

種 類	ひび割れ幅 (mm)	注入口間隔 (mm)	注入量 (ml/m)
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～1.0未満	※200～300・	※130・
・手動式エポキシ樹脂注入工法 ・機械式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～0.3未満 0.3以上～0.5未満 0.5以上～1.0未満	※50～100・ ※100～200・ ※150～250・	※40・ ※70・ ※130・

注入状況の確認方法

※コア抜き検査 抜き取り部の補修方法: ※図示・()
・()

・Uカットシール材充填工法
・シーリング材
充填材料 ※1成分形又は2成分形ポリウレタン系・()
ポリマーセメントモルタルの充填・行う

・可とう性エポキシ樹脂

・シール工法
・パテ状エポキシ樹脂
・可とう性エポキシ樹脂

※充填工法 [4.1.4][4.2.4、8]
・エポキシ樹脂モルタル・ポリマーセメントモルタル

4-2

外壁改修工事 (モルタル塗り仕上げ外壁)

・ひび割れ部改修工法

※樹脂注入工法 [4.1.4][4.3.5～8]

種 類	ひび割れ幅 (mm)	注入口間隔 (mm)	注入量 (ml/m)
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～1.0未満	※200～300・	※130・
・手動式エポキシ樹脂注入工法 ・機械式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～0.3未満 0.3以上～0.5未満 0.5以上～1.0未満	※50～100・ ※100～200・ ※150～250・	※40・ ※70・ ※130・

注入状況の確認方法

※コア抜き検査 抜き取り部の補修方法: ※図示・()
・()

・Uカットシール材充填工法
・シーリング材充填
充填材料 ※1成分形又は2成分形ポリウレタン系・()
ポリマーセメントモルタルの充填・行う

・可とう性エポキシ樹脂

・シール工法
・パテ状エポキシ樹脂
・可とう性エポキシ樹脂

※充填工法 [4.1.4][4.3.9、10]
・エポキシ樹脂モルタル
・ポリマーセメントモルタル

・モルタル塗替え工法
・現場調査材料
・既調査材料
既製目地材・使用する (形状・図示・)
仕上げ厚又は全塗厚が 25mm を超える場合の処置 ※図示・()

[4.1.4][4.3.11～16]

改修工法の種類	アンカービンの本数(本/㎡) 一般部 指定部	注入口の箇所数(箇所/㎡) 一般部 指定部	注入量 (箇所/ml)	
・アンカービンニング 部分エポキシ樹脂注入工法	※16・ ・	※25・ ・	―― ――	※25・
○アンカービンニング 全面エポキシ樹脂注入工法	※13・ ・	※20・ ・	※12・ ・	※20・ ・
・アンカービンニング 全面ポリマーセメント注入工法	※13・ ・	※20・ ・	※12・ ・	※20・ ・
・注入口付アンカービンニング 部分エポキシ樹脂注入工法	※9・ ・	※16・ ・	―― ――	※25・
・注入口付アンカービンニング 全面エポキシ樹脂注入工法	※9・ ・	※16・ ・	※9・ ・	※16・ ・
・注入口付アンカービンニング 全面ポリマーセメント注入工法	※9・ ・	※16・ ・	※9・ ・	※16・ ・
・充填工法				
・モルタル塗替え工法				

アンカービンの材質等

※ステンレス鋼 (SUS304) 呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの・()

注入口付アンカービンの材質等
※ステンレス鋼 (SUS304) 呼び外径6mm程度・()

特記仕様書 (建築改修工事編) (2)

令和4年度版

高知県土木部建築課

令和8年度神谷小中学校外壁改修工事

一般建築士事務所登録第19号

株式会社上田建築事務所

図番 A-03

[illegible]

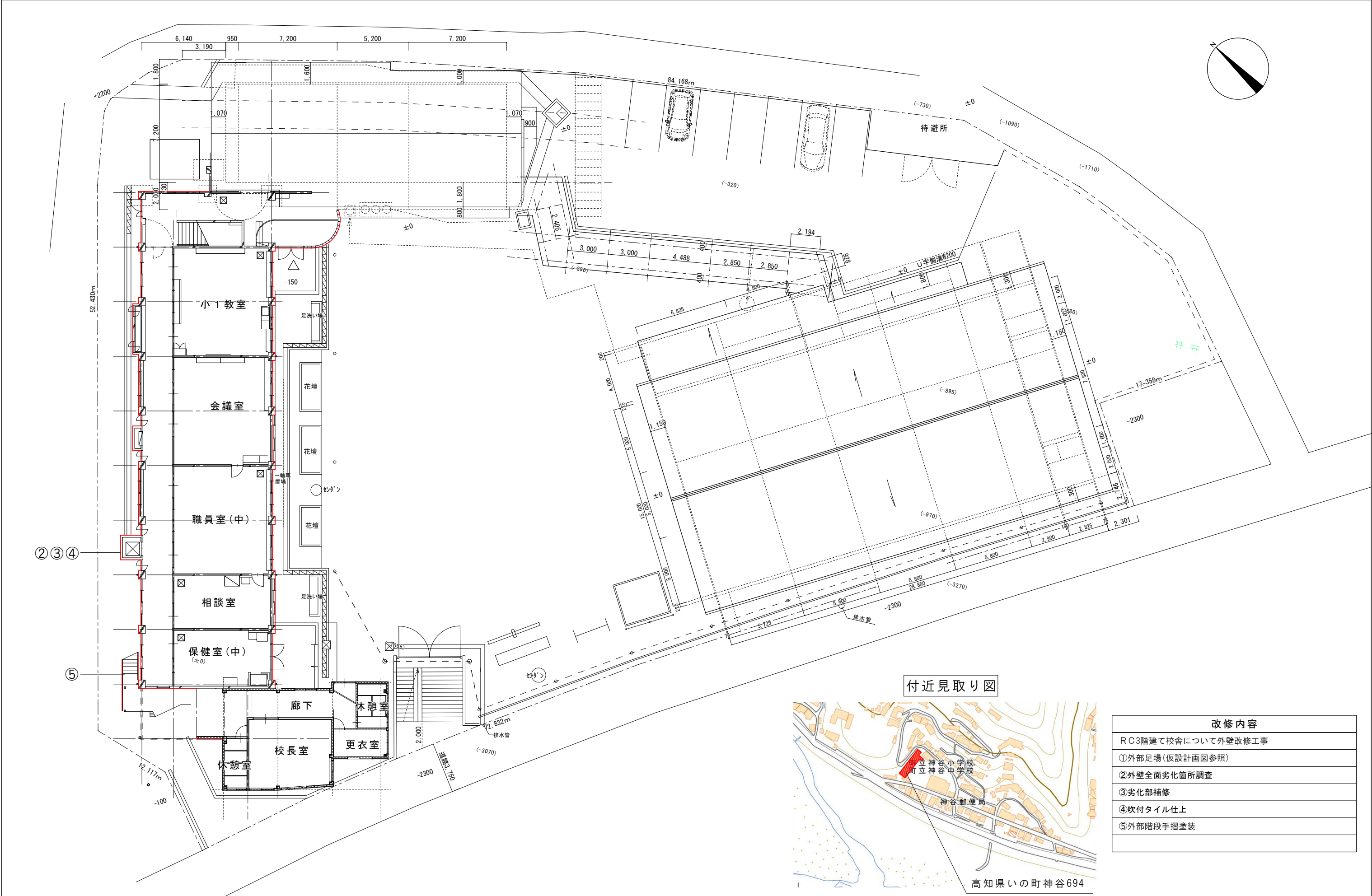
	・鋼製軽量建具 性能値等 簡易気密型ドアセット（建具符号： 防音ドア・防音サッシ 遮音性の等級（ ）（建具符号： 断熱ドア・断熱サッシ G 断熱性の等級（ ）（建具符号： 材料 鋼板 ・亜鉛めっき鋼板 ・ビニル被覆鋼板 ・カラー鋼板 ・ステンレス鋼板 ステンレス鋼板 ※SUS304 SUS430J1L又はSUS443J1 召合わせ、縦小口包み板等の材質 ※鋼板 ・（ ステンレス製のくつずりの仕上げ ※HL ・No. 2B 鋼板類の厚さ ※改修標準仕様書（表5.5.1）による ・（ 標準型鋼製建具の形式及び寸法 ※建具表による ・（ ・ステンレス製建具 性能値等 簡易気密型ドアセット（建具符号： 外部に面する建具の耐風圧性 ※S-4 ・S-5 ・S-6 防音ドア・防音サッシ 遮音性の等級（ ）（建具符号： 断熱ドア・断熱サッシ G 断熱性の等級（ ）（建具符号： 材料 ステンレス鋼板 ※SUS304 SUS430J1L又はSUS443J1 ステンレス製のくつずりの仕上げ ※HL ・No. 2B 表面仕上げ ※HL仕上げ ・鏡面仕上げ ・（ ステンレス鋼板の曲げ加工 ※普通曲げ ・角出し曲げ ・木製建具 建具材の加工、組立時の含水率 ※A種 ・（ 建物内部の木製建具に使用する表面材及び接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※「1(各章共通事項)．室内空気汚染(揮発性有機化合物)対策」による ・フラッシュ戸 表面材の合板の種類（※り合板） ・かまち戸 かまち樹種（ ） 鏡板樹種（ ） 見込み寸法（ ） ・ふすま 種別（Ⅰ型 ・Ⅱ型） ふすま紙上張り（押入等の裏側以外）（・鳥の子 ・新鳥の子又はビニル紙程度） 縁仕上げ（・塗り縁 ・生地縁（素地）・生地縁 ウレタンクリアー塗装） ・戸ぶすま ・紙張り障子 ・建具用金物 金物の種類及び見え掛り部の材質等 ※改修標準仕様書表5.8.1により適用は建具表による 金属製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ ※改修標準仕様書表5.8.2による 樹脂製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ ※改修標準仕様書表5.8.3による 木製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ ※改修標準仕様書表5.8.4による 木製建具に使用する戸車及びレール ※改修標準仕様書表5.8.5による 握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレセントの取付け位置 ※建具表による ・（ 錠前類、クローザ類の材質等 ※改修標準仕様書表5.8.1による ・鍵 マスターキー ・製作する ・製作しない ・既存のマスターキーに合わせる その他の鍵 ※各室3本1組 鍵箱 ※無 ・有 ・自動ドア開閉装置 性能 ※改修標準仕様書表5.10.1による ・（ 引き戸用駆動装置 ※改修標準仕様書表5.9.1による ・適用する ・適用しない 車椅子使用者用引き戸用駆動装置 ※改修標準仕様書表5.9.2による ・適用する ・適用しない ・自閉式上吊り引戸装置 性能 ※改修標準仕様書表5.10.1による ・（ ・重量シャッター シャッターの種類 ・管理用シャッター 耐風圧強度（ ）pa ・外壁用防火シャッター 耐風圧強度（ ）pa ・屋内用防火シャッター ・防煙シャッター 開閉機能方式の種類 ※電動式（手動併用） ・手動式 安全装置 電動式シャッターの急降下制動装置、急降下停止装置 ※建具表による ・（ 電動式シャッターの障害物感知装置 ※建具表による ・（ 屋内用防火シャッター、防煙シャッターの危害防止装置 ※建具表による ・（ 管理用シャッターのシャッターケース ・設ける ・設けない スラット及びシャッターケース用鋼板 鋼板の種類 ・JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯） ・JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯） めっきの付着量 ※Z12又はF12 ・（ ガイドレール、まぐさ、雨掛けに用いる座板及びカバー、スイッチボックス類のふたの材質 ステンレス鋼板 ※SUS304 SUS430J1L又はSUS443J1	・軽量シャッター 開閉方式の種類 ※手動式 ・電動式（手動併用） 耐風圧強度（ ）pa 安全装置 電動式シャッターの障害物感知装置 ※建具表による ・（ スラットの材質 ・JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯） めっきの付着量（※Z06又はF06 ・（ ・JIS G 3322（塗装溶融55%※7μm-亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯） めっきの付着量（※AZ90） スラットの形状 ・インターロッキング形 ・オーバーラッピング形 ・オートドア セクション材料による区分 開閉方式による区分 収納形式による区分 ガイドレールの材料 ※スチールタイプ ※バランス式 ・スタンダード形 ※溶融亜鉛めっき鋼板 ・アルミニウムタイプ ・チェーン式 ・ローヘッド形 ・ステンレス鋼板 ・ファイバーグラスタイプ ・電動式 ・ハイリフト形 ・パーチカル形 ・ガラス 風圧力による強さの区分（・125 ・100 ・75 ・50 ）Pa 安全装置 電動式の場合の障害物感知装置 ※建具表による ・（ ・合わせガラス 特性による種類 ・Ⅰ類 ・Ⅱ-1類 ・Ⅱ-2類 ・Ⅲ類 ・強化ガラス 特性による種類 ・Ⅰ類 ・Ⅱ類 ・Ⅲ類 ・熱線吸収板ガラス 性能による種類 ・1種 ・2種 ・複層ガラス 断熱性による区分 ・T1 ・T2 ・T3 ・T4 ・T5 ・T6 日射取得性、日射遮へい性による区分 ・G ・S 乾燥気体の種類 ・空気 ・アルゴン ・熱線反射ガラス 日射熱遮へい性 ・1種 ・2種 ・3種 耐久性 ・A種 ・B種 ・ガラスブロック積み ガラスの留め材及び溝の大きさ 建具の種類 ガラス留め材 ガラス溝の大きさ（mm） アルミニウム製 ※シーリング材 ・ガスケット ※建具の製造所の仕様による 鋼製及び鋼製軽量 ※シーリング材 ・ 図示 ステンレス製 ※シーリング材 ・ 樹脂製 ・シーリング材 ・ガスケット ※グレイジングチャンネル形 ・ガラスブロック積み 表面形状 呼び寸法 厚さ 色調 目地幅(mm) 伸縮調整目地(mm) 防火性能 ・125×125 80 ・ ・ ※8～15 外側 ※6m以下に幅10～25 ※無し ・160×160 95 ・ ・ ・ 15～25 ※15以下 ・ 有り ・200×200 95 ・ ・ ・ 内側 ※6以上 ・ ・320×320 95 ・ ・ ・250×125 80 ・ ・ ・320×160 95 ・ ・ 曲面積みの曲率半径は、ガラスブロックの幅寸法の10倍以上とする。 壁用金属枠及び補強材 ※図示 ・（ 化粧目地モルタルの色（ ） シーリングの種類（ ） 金属製化粧力バー 材質 ・ステンレス製 ・アルミニウム製 寸法 ・図示 ・（ 形状 ・図示 ・（ ・建築窓ガラス用フィルム 種類 記号 その他の性能値等 内張り用 外張り用 ※衝撃破壊対応ガラス飛散防止フィルム ※G1-1 ・G1-2 品質 JIS A5759による	6内装改修工事 ・改修範囲 既存間仕切壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井、壁及び床の改修範囲 ※壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ・図示 天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井の改修範囲 ※壁面より両側 600mm 程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ・図示 既存天井の撤去に伴う取合い部の壁面の改修 ※既存のまま ・図示 ・既存床の撤去及び下地補修 ビニル床シート等の除去 ※仕上げ材のみ（接着剤とも） ・下地モルタルとも（※図示の範囲 ・撤去範囲全て） 合成樹脂塗床材の除去工法 ・機械的除去工法 ・目荒し工法 改修後の床の清掃範囲 ・（工事範囲） ・図示 既存のコンクリート又はモルタル面の下地処理に用いるポリマーセメントモルタル及びエポキシ樹脂モルタルは、4章外壁改修工事による ・既存壁の撤去及び下地補修 間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修 ※改修標準仕様書4.4.9によるモルタル塗り （塗り厚 25mm を超える場合の処置 ※図示 ・（ ・施工一般 材料のホルムアルデヒド放散量 ※1各章共通事項 室内空気汚染(揮発性有機化合物)対策 による ・木材 G 本工事に使用する木材は、四万十町内産材（四万十町内の森林から生産された木材）を使用するものとする。但し、これにより難しいものは監督員の承認を得て使用すること。 日本農林規格JAS以外の材料を使用する場合は、日本農林規格の品質基準に準じたものとなっていることを証明する資料を監督職員に提出すること。 ・代用樹種 ※使用できない ・使用箇所（ 間伐材等の適用 ・使用する（使用箇所） 木材の含水率 ※A種 ・B種 （以降の表に記載のある場合はその数値を優先する） ・製材 G ・JAS 1083-5 製材-第5部に基づく下地用製材 施工箇所 寸法(mm) 等級 形状 含水率 保存処理 間伐材等の適用 天井軸組 ※2級 ※A種 ・B種 ・JAS 1083-2 製材-第2部に基づく造作用製材 施工箇所 寸法(mm) 等級 形状 含水率 保存処理 間伐材等の適用 見え掛り面 ※上小節 ※A種 ・B種 見え掛り面以外 ※小節以上 ※A種 ・B種 ・JAS 1083-6 製材-第6部に基づく広葉樹製材 施工箇所 寸法(mm) 等級 形状 含水率 保存処理 間伐材等の適用 ※1等 ※10%以下 ・A種 ・B種 ・JAS 1083（製材）以外の製材 施工箇所 寸法(mm) 材面の品質 防虫処理 防腐・防蟻処理 含水率 間伐材等の適用 造作材の場合 ※A種 ・B種 ・「集成材の日本農林規格」による造作用集成材 施工箇所 品名 樹種 寸法（mm） 見付け材面 見付け材面の品質 間伐材等の適用 下足箱 ※1等 ・2等 ・「集成材の日本農林規格」による化粧ばり造作用集成材 施工箇所 品名 化粧薄板の樹種 芯材の樹種 寸法（mm） 化粧薄板の厚さ（mm） 見付け材面 見付け材面の品質 間伐材等の適用 ※1等 ・2等 ・「集成材の日本農林規格」以外の造作用集成材 施工箇所 樹種 寸法（mm） 見付け材面の品質 含水率 間伐材等の適用 ※15%以下 特記仕様書（建築改修工事編）（4） 令和4年度版 高知県土木部建築課 令和8年度 神谷小中学校外壁改修工事 一般建築士事務所登録第19号 株式会社上田建築事務所 図番 A-05
--	---	---	--

・せっこうボード、 その他ボード及 び合板張り	[6.13.2、3]										7 塗 装 改 修 工 事	○材 料	○地下調整	○錆止め塗料塗り	○塗装	8 耐 震 改 修 工 事 共通事項	・適用範囲	耐震改修工事以外については、新営特記仕様書を適用とし別途記載を行う。 工事内容 ・現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事 ・鉄骨ブレースの増設工事 ・柱補強工事（溶接金網巻き工法又は溶接閉鎖フープ巻き工法） ・柱補強工事（鋼板巻き工法又は帯板巻き付け工法） ・連続繊維補強工事 ・耐震スリット新設工事 ・免震改修工事 ・制振改修工事 ・土工事及び地業工事		
	種 類		JIS記号		厚さ（mm）、規格等															
	・硬質木毛セメント板		G		H W		・15 ・20 ・25 ・													
	・中質木毛セメント板		G		M W		・15 ・20 ・25 ・													
	・普通木毛セメント板		G		N W		・15 ・20 ・25 ・													
	・硬質木片セメント板		G		H F		・12 ・15 ・18 ・21 ・													
	・普通木片セメント板		G		N F		・30													
	・けい酸カルシウム板				0.8 F K 1.0 F K		タイプ2（無石棉） ・6 ・8													
	・ロックウール化粧吸音板				D R		※フタタイプ（※9（不燃） ・12（不燃） ・） （不燃）													
	・ロックウール吸音ボード1号				R W－B		※25 ・													
・ガラス繊維吸音ボード32K				G W－B		※25（ガラスクロス包） ・														
・せっこうボード				G B－R		※12.5（不燃） ・15（不燃） ・9.5														
・不燃積層せっこうボード				G B－N C		9.5（不燃） ・化粧無（下地張り用） ・化粧有（トラバーチン模様）														
・シージングせっこうボード				G B－S		12.5（ ・不燃 ・準不燃）														
・強化せっこうボード				G B－F		・12.5（不燃） ・15（不燃）														
・せっこうラスボード				G B－L		9.5														
・化粧せっこうボード（木目）				G B－D （W）		12.5（不燃） 幅 440mm 程度 模様（※柱目 ・板目） 専用下地材有り														
・化粧せっこうボード（トラバーチン模様）				G B－D（T）		9.5（準不燃）														
・普通合板		G				・生地、透明塗料塗り（ラワン合板程度） ・不透明塗料塗り（しな合板程度）														
・天然木化粧合板		G																		
・特殊加工化粧合板		G				・オーバーレイ ・プリント ・塗装														
・メラミン樹脂化粧板						JIS K 6903 による 厚さ1.2														
・ポリエステル樹脂化粧板																				
・ミディアムデンシティファインボード		G		G－M D F		・3 ・7 ・9 ・12 ・無研磨 ・研磨														
・単板張りパーティクルボード		G				・無研磨板 ・研磨板 ・10 ・12 ・15 ・18 ・														
・化粧パーティクルボード		G				・単板オーバーレイ ・プラスチックオーバーレイ ・塗装 ・10（難燃） ・12（難燃） ・														
・ハードボード（素地）		G		H B		・無研磨板（スタンダード・テンパード） ・研磨板（スタンダード・テンパード）														
・ハードボード（化粧）		G				・内装用 ・外装用 ・2.5 ・3.5 ・5 ・7														
・インシュレーションボード		G		A－I B T－I B		A級 ・9 ・12 ・15 ・18														
・火山性ガラス質複層板 化粧加工K2				密度A I		・6 ・9 ・12														
せっこうボード等の下地 ※図示																				
遮音シール材 ・適用する（ ・シーリング材 ・ジョイントコンパウンド）																				
合板類、繊維板及びパーティクルボードのホルムアルデヒド放散量																				
※「1(各章共通事項) 室内空気汚染(揮発性有機化合物)対策」による																				
合板類の張付け ・A種 ※B種																				
せっこうボードの目地工法 ・仕上表による ・（ ）																				
・壁紙張り		ホルムアルデヒド放散量 [6.14.2、3] ※1各章共通事項 室内空気汚染(揮発性有機化合物)対策 による																		
施工箇所		壁紙の種類					防火性能		備 考											
		紙	繊維	プラスチック	無機質	その他														
		・	・	・	・	・	※不燃・準不燃													
		・	・	・	・	・	※不燃・準不燃													
モルタル・プラスター面の下地調整		※B種		・A種																
コンクリート面の下地調整		※B種		・A種																
せっこうボード面の下地調整		※B種		・A種																
・モルタル塗り		モルタル		・現場調合材料 ・既調合材料		[6.15.3、5、6]														
既製目地材 ・使用する（施工箇所： 形状： ※図示）																				
床の目地 ・設ける（工法 ※押し目地 ・）																				
目地割り ※2㎡程度（最大目地間隔3m程度） ・（ ）																				
壁面の仕上げ厚又は全張り厚が25mmを超える場合の下地処理 ※図示																				
・タイル張り		伸縮調整目地の位置 ・（ ） ・図示		[6.16.2～4]																
見本焼き ・行う ・行わない																				
試験張り ・行う ・行わない																				
・セメントモルタルによるタイル張り																				
タイルの形状、寸法等																				
施工箇所		形状寸法	再生材	吸水率による区分	うわぐすり	役物	色	耐凍害性	耐滑り性	備 考										
		(mm)	適用	G I 類 II 類 III 類	施ゆう無ゆう	有 無	標準	特注	ありなし											
			・	・	・	・	・	・	・	・	・									
			・	・	・	・	・	・	・	・	・									
標準的な曲がりの役物は一体成形とする																				
壁タイル張りの工法 内装タイル ・密着張り ・改良圧着張り																				
内装タイル以外のユニットタイル ・マスク張り ・モザイクタイル張り																				
・有機系接着剤によるタイル張り																				
タイルの形状、寸法等																				
施工箇所		形状寸法	再生材	吸水率による区分	うわぐすり	役物	色	耐凍害性	耐滑り性	備 考										
		(mm)	適用	G I 類 II 類 III 類	施ゆう無ゆう	有 無	標準	特注	ありなし											
			・	・	・	・	・	・	・	・	・									
			・	・	・	・	・	・	・	・	・									
標準的な曲がりの役物は一体成形とする																				
内装壁タイル接着剤張りに使用する有機質接着剤のホルムアルデヒド放散量																				
※1各章共通事項 室内空気汚染(揮発性有機化合物)対策 による																				
・モルタル・タイル材塗り		塗 厚 （ ） mm		[6.17.2、3]																
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				
塗 厚 （ ） mm																				

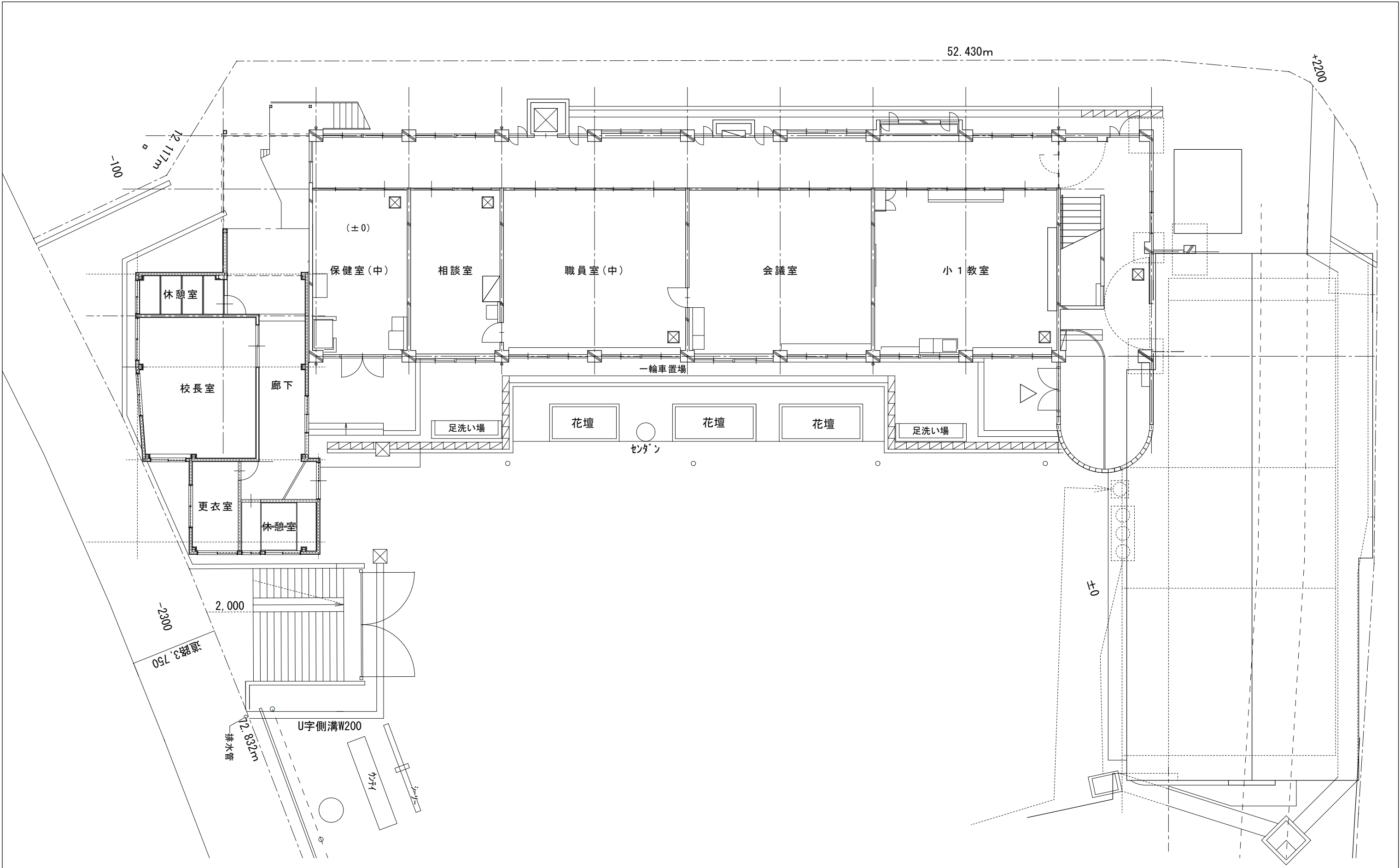
8-2 コン クリ ート 工 事	・圧接完了後の試験	外観試験 ※行う (全数) [8. 3. 8] 全数試験 ・行う ※超音波探傷試験 適用箇所 ・図示 ()	・コンクリートの打込み 工法等	部位等のコンクリートの打設工法の指定 [8. 2 1. 8][8. 2 3. 5] <table><tr><td>補強工事</td><td>工法の種類</td><td>適用箇所</td></tr><tr><td rowspan="4">・現場打ちコンクリート 壁の増設工事</td><td>・工法指定なし</td><td>・全ての増設壁 ・図示による ()</td></tr><tr><td>・流込み工法 8. 21. 8 (1) (7) , (2)</td><td>・全ての増設壁 ・図示による ()</td></tr><tr><td>・圧入工法 8. 21. 8 (1) (4) , (3)</td><td>・全ての増設壁 ・図示による ()</td></tr><tr><td>・</td><td>・図示による ()</td></tr><tr><td rowspan="4">・柱補強工事 (溶接金網巻き及 び溶接閉鎖フープ 巻き工法)</td><td>・工法指定なし</td><td>・全ての増設壁 ・図示による ()</td></tr><tr><td>・流込み工法 8. 21. 8 (1) (7) , (2)</td><td>・全ての増設壁 ・図示による ()</td></tr><tr><td>・圧入工法 8. 21. 8 (1) (4) , (3)</td><td>・全ての増設壁 ・図示による ()</td></tr><tr><td>・</td><td>・図示による ()</td></tr><tr><td rowspan="5">・</td><td>・工法指定なし</td><td></td></tr><tr><td>・流込み工法 8. 21. 8 (1) (7) , (2)</td><td></td></tr><tr><td>・圧入工法 8. 21. 8 (1) (4) , (3)</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	補強工事	工法の種類	適用箇所	・現場打ちコンクリート 壁の増設工事	・工法指定なし	・全ての増設壁 ・図示による ()	・流込み工法 8. 21. 8 (1) (7) , (2)	・全ての増設壁 ・図示による ()	・圧入工法 8. 21. 8 (1) (4) , (3)	・全ての増設壁 ・図示による ()	・	・図示による ()	・柱補強工事 (溶接金網巻き及 び溶接閉鎖フープ 巻き工法)	・工法指定なし	・全ての増設壁 ・図示による ()	・流込み工法 8. 21. 8 (1) (7) , (2)	・全ての増設壁 ・図示による ()	・圧入工法 8. 21. 8 (1) (4) , (3)	・全ての増設壁 ・図示による ()	・	・図示による ()	・	・工法指定なし		・流込み工法 8. 21. 8 (1) (7) , (2)		・圧入工法 8. 21. 8 (1) (4) , (3)						アンカーボルト及びナットのねじの公差域クラス及び仕上げの程度 (7. 2. 4) (表 7. 2. 3) ・ JSS II 13-2004 「 (社) 日本鋼構造協会規格 / 建築構造用転造ねじアンカーボルト ナット・座金のセット」 適用箇所 ・ () ・図示 ・標準仕様書 表 7. 2. 3 による 適用箇所 ・ () ・図示 形状、寸法 (7. 1 0. 3) 構造用 ・ () ・図示 建方用 ・ () ・図示		
	補強工事	工法の種類	適用箇所																																				
	・現場打ちコンクリート 壁の増設工事	・工法指定なし	・全ての増設壁 ・図示による ()																																				
		・流込み工法 8. 21. 8 (1) (7) , (2)	・全ての増設壁 ・図示による ()																																				
		・圧入工法 8. 21. 8 (1) (4) , (3)	・全ての増設壁 ・図示による ()																																				
		・	・図示による ()																																				
	・柱補強工事 (溶接金網巻き及 び溶接閉鎖フープ 巻き工法)	・工法指定なし	・全ての増設壁 ・図示による ()																																				
		・流込み工法 8. 21. 8 (1) (7) , (2)	・全ての増設壁 ・図示による ()																																				
		・圧入工法 8. 21. 8 (1) (4) , (3)	・全ての増設壁 ・図示による ()																																				
		・	・図示による ()																																				
・	・工法指定なし																																						
	・流込み工法 8. 21. 8 (1) (7) , (2)																																						
	・圧入工法 8. 21. 8 (1) (4) , (3)																																						
・割裂補強筋	仕 様 ・ () ・図示 [8. 2 1. 6][8. 2 2. 7]				・溶接材料	溶接材料 [8. 2. 1 0] ・改修標準仕様書 8. 2. 10 (1) (2) による。 ・改修標準仕様書 8. 2. 10 (1) (2) 以外の溶接材料 材料及び使用箇所 ・ () ・図示																																	
・コンクリートの気乾単位 容積質量による 種類及び強度	普通コンクリートの設計基準強度 [8. 1. 3 ~ 4] (表 8. 1. 2) <table><tr><td>設計基準強度 (N/mm²)</td><td>スランブ</td><td>適用箇所</td></tr><tr><td>・ 21</td><td>・ 18</td><td>・ スラブ</td></tr><tr><td>・</td><td>・</td><td></td></tr><tr><td>・</td><td>・</td><td></td></tr><tr><td>・</td><td>・</td><td></td></tr></table> 軽量コンクリートの設計基準強度 [8. 1. 3 ~ 4] (8. 9. 2) <table><tr><td>設計基準強度 (N/mm²)</td><td>スランブ</td><td>適用箇所</td></tr><tr><td>・</td><td>・</td><td></td></tr><tr><td>・</td><td>・</td><td></td></tr></table>	設計基準強度 (N/mm ²)	スランブ	適用箇所	・ 21	・ 18	・ スラブ	・	・		・	・		・	・		設計基準強度 (N/mm ²)	スランブ	適用箇所	・	・		・	・		・補強工事後の 仕上げ	鉄筋コンクリート柱の溶接金網巻き工法及び溶接閉鎖フープ巻き工法での型枠等 [8. 2 3. 6] 柱頭柱脚の隙間部間の型枠 ・発泡プラスチック保温材等を埋込む ・ () 柱頭柱脚の隙間寸法 ・ () ・図示 既存柱外周部あと打ちコンクリート又はモルタルの厚さ ・ () ・図示	・ターンバックル	種類 (7. 2. 6) 建築用ターンバックル胴 ・割 枠 式 建築用ターンバックルボルト ・羽子板ボルト ねじの呼び ・ () ・図示										
設計基準強度 (N/mm ²)	スランブ	適用箇所																																					
・ 21	・ 18	・ スラブ																																					
・	・																																						
・	・																																						
・	・																																						
設計基準強度 (N/mm ²)	スランブ	適用箇所																																					
・	・																																						
・	・																																						
・コンクリートの類別	類 別 ※Ⅰ類 ・Ⅱ類 [8. 1. 3] (表 8. 1. 1)		・鉄骨製作工場	鉄骨製作工場の加工能力 [8. 1. 5] ※建築基準法第77条の56に基づき国土交通大臣から性能評価機関として指定を受けた(株)日本鉄骨評価センター及び(株)全国鉄骨評価機構(旧(社)全国鉄構工業協会)の「鉄骨製作工場の性能評価基準」に定める()グレードとして国土交通大臣から認定を受けた工場又は同等以上の能力のある工場 ・監督職員の承諾する工場(標準仕様書 7. 1. 1 以外の適用範囲に限る)	・床構造用のデッキ プレート	材質、形状及び寸法 (7. 2. 7) <table><tr><td></td><td>適用箇所</td><td>材質・形状・寸法</td><td>備 考</td></tr><tr><td>・構造床</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・合成スラブ</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・床型枠用</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		適用箇所	材質・形状・寸法	備 考	・構造床				・合成スラブ				・床型枠用				・																
	適用箇所	材質・形状・寸法	備 考																																				
・構造床																																							
・合成スラブ																																							
・床型枠用																																							
・																																							
・セメント	種 類 ・普通ポルトランドセメント又は混合セメントの A 種 使用部位 () 普通ポルトランドセメントの品質は、JIS R 5210 に示された規定の他、水和熱が7日目で 352 J / g 以下、かつ28日目で 402 J / g 以下のものとする。 ・高炉セメント B 種 [G] 使用部位 () ・フライアッシュセメント B 種 [G] 使用部位 () ・ ()		・施工管理技術者	・適用する ・適用しない [8. 1. 6]	・スタッド	開口部補強要領 (補強筋の定着長さ等を含む) ・ () ・図示 鉄骨部材への溶接方法 ・ () ・図示 耐火認定 ・有り 耐火時間 (・ () ・図示) ・無し																																	
・骨材	アルカリシリカ反応性による区分 ※A ・B ・再生骨材 H [8. 2. 5]		・鋼材	種類等 [8. 2. 8] (表 8. 2. 7) <table><tr><td>種類の記号</td><td>適用箇所 (主要な部分)</td><td>規 格</td></tr><tr><td></td><td></td><td>・ JIS規格による</td></tr><tr><td></td><td></td><td>・ JIS規格による</td></tr><tr><td></td><td></td><td>・ JIS規格による</td></tr><tr><td></td><td></td><td>・ JIS規格による</td></tr><tr><td></td><td></td><td>JIS規格による</td></tr><tr><td></td><td></td><td>・ JIS規格による</td></tr></table>	種類の記号	適用箇所 (主要な部分)	規 格			・ JIS規格による			・ JIS規格による			・ JIS規格による			・ JIS規格による			JIS規格による			・ JIS規格による	・柱底均しモルタル	材質、形状及び寸法 [8. 2. 1 1] ※頭付きスタッド JIS B 1198 呼び名等 <table><tr><td>呼 び 名</td><td>呼び長さ (mm)</td><td>適用 箇所</td></tr><tr><td>・</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・</td><td></td><td></td></tr></table>	呼 び 名	呼び長さ (mm)	適用 箇所	・			・			・		
種類の記号	適用箇所 (主要な部分)	規 格																																					
		・ JIS規格による																																					
		・ JIS規格による																																					
		・ JIS規格による																																					
		・ JIS規格による																																					
		JIS規格による																																					
		・ JIS規格による																																					
呼 び 名	呼び長さ (mm)	適用 箇所																																					
・																																							
・																																							
・																																							
・混和材料	・混和剤 種 類 ・改修標準仕様書 8. 2. 5 (4) (a) による ・ () [8. 2. 5] (8. 9. 1) ・混和材 種 類 ・改修標準仕様書 8. 2. 5 (4) (b) による ・ ()		・高力ボルト	有効細長比 (圧縮材に限る) ・ () ・図示 高力ボルトの区分 [8. 2. 9] (8. 1 4. 2) ・トルシア形高力ボルト セットの種類 ・ 2 種 (S10T) ・ () ・ JIS 形高力ボルト セットの種類 ・ 2 種 (F10T) ・ () 高力ボルトの径 ・ () ・図示 [8. 2. 9] ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 ・構造関係共通図 (鉄骨標準図) 1-1 縁端距離及びボルト間隔 による [8. 1 3. 2] ・ () すべり係数試験 ※行わない ・行う 試験方法等 ・ () ・図示 [8. 1 4. 2]	・仮組	・実施する ・実施しない [8. 1 3. 1 0] ・溶接接合	開先の形状 [8. 1 5. 4] ・図示 ・構造関係共通図 (鉄骨標準図) 1-2 による ・ () スカラップの形状 [8. 1 5. 7] ・図示 ・構造関係共通図 (鉄骨標準図) 1-4 による ・ () エンドタブの切除する部分 [8. 1 5. 7] ・見え掛り部となる部分 ・ () ・図示 ・見え隠れ部となる部分 ・ () ・図示 ・切除する部分なし 溶接部の余盛り高さ [8. 1 5. 7] ※(社)日本建築学会「JASS6鉄骨工事」付則6「鉄骨精度検査基準」付表3[溶接]による ・ () エンドタブ・裏あて金 ※鋼材の鋼種はSN-Bとし、引張強さによる区分は母材と同等とする																																
・軽量コンクリート	種 別 ・ 1 種 使用部位 () ・ 2 種 使用部位 () [8. 9. 2] (表 8. 9. 1) 適用箇所 ・ () ・図示 [8. 9. 1]		・普通ボルト	ボルト及びナットの種類 ・ 1 種 (F8T 相当) ・ () [8. 2. 9] (8. 2 0. 4) 溶融亜鉛めっき高力ボルトの径 ・ () ・図示 [8. 2. 9] 溶融亜鉛めっき高力ボルトのボルト孔の径 [8. 1 3. 8] ・審査 (評定又は大臣認定) を受けた内容による ・ () ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 [8. 1 3. 2] ・構造関係共通図 (鉄骨標準図) 1-1 縁端距離及びボルト間隔 による ・ () 摩擦面の処理 [8. 2 0. 5] ・プラスト処理 (表面粗度 50 μ m R z 以上) ・りん酸塩処理 ・ ()																																			
・構造用モルタル	・構造図による [8. 2. 6]		・アンカーボルト	適用 (7. 2. 4) (7. 1 0. 3) ・構造用アンカーボルト 材 質 ・ ABR400 ・ ABR490 適用箇所 ・ () ・図示 ・建方用アンカーボルト 材 質 ・ SS400 ・ () 適用箇所 ・ () ・図示 ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 [8. 1 3. 2] ・構造関係共通図 (鉄骨標準図) 1-1 縁端距離及びボルト間隔 による ・ ()																																			
・無筋コンクリート	適用箇所 [8. 2. 5] (8. 1 1. 1) ・標準仕様書 6. 14. 1 (4) による箇所 ・標準仕様書 6. 14. 1 (4) 以外の箇所 ・図示による () 設計基準強度 ・ 18 (N/mm ²) ・ () スランブ ・ 15cm ・ 18cm ・ ()																																						
・ひび割れ誘発目地	目地寸法 ・標準仕様書 9. 7. 3 による ・ () (6. 6. 4) (9. 7. 3) 間隔・位置・形状 ・ () ・図示 (6. 8. 1)																																						
・コンクリートの仕上り	合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げ [8. 1. 4] (8. 2. 7) (表 8. 1. 4) <table><tr><td>種 別</td><td>適用箇所</td></tr><tr><td>・ A 種</td><td></td></tr><tr><td>・ B 種</td><td></td></tr><tr><td>・ C 種</td><td></td></tr></table> コンクリートの仕上りの平たんさ ・ a 種 ・ b 種 ・ c 種 [表 8. 1. 5]	種 別	適用箇所	・ A 種		・ B 種		・ C 種																															
種 別	適用箇所																																						
・ A 種																																							
・ B 種																																							
・ C 種																																							
・打増し厚さ (打放し仕上げ部)	・打放し仕上げの打増し厚さ (外部に面する部分に限る) [8. 7. 8] ・ 20mm ・ () ・打放し仕上げの打増し厚さ (内部に面する部分に限る) ・ 10mm ・ 20mm ・ ()		・溶融亜鉛めっき 高力ボルト	セットの種類 [8. 2. 9] (8. 2 0. 4) ・ 1 種 (F8T 相当) ・ () 溶融亜鉛めっき高力ボルトの径 ・ () ・図示 [8. 2. 9] 溶融亜鉛めっき高力ボルトのボルト孔の径 [8. 1 3. 8] ・審査 (評定又は大臣認定) を受けた内容による ・ () ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 [8. 1 3. 2] ・構造関係共通図 (鉄骨標準図) 1-1 縁端距離及びボルト間隔 による ・ () 摩擦面の処理 [8. 2 0. 5] ・プラスト処理 (表面粗度 50 μ m R z 以上) ・りん酸塩処理 ・ ()																																			
・型枠	せき板の材料 [G] 及び厚さ [8. 2. 7] ・合板 (・ 12mm ・ 15mm) ・ () 断熱材の兼用 ・行わない ・行う (6. 8. 2) M C R 工法用シート ・用いる (6. 8. 2) 打増し厚さ ・ 20mm ・ () 打増し範囲 ・ () ・図示 スリーブの材種 [8. 2. 7] (表 8. 2. 6) ・改修標準仕様書 8. 2. 7 (7) (4) 及び改修標準仕様書 表 8. 2. 6 による ・ () 加工及び組立 [8. 7. 8] ・シアコネクターをセパレーターとして使用 (使用箇所 :)																																						
・コンクリートの単位水量 測定	実施要領 ・構造関係共通図 (構造関係共通事項) 構 - 4 施工方法等計画書関連等 コンクリートの 単位水量測定による ・ ()																																						

特記仕様書 (建築改修工事編) (7)			令和 4 年度版			高知県土木部建築課		
令和 8 年度 神谷小中学校外壁改修工事								
一級建築士事務所登録第19号 株式会社上田建築事務所			図番 A-08					

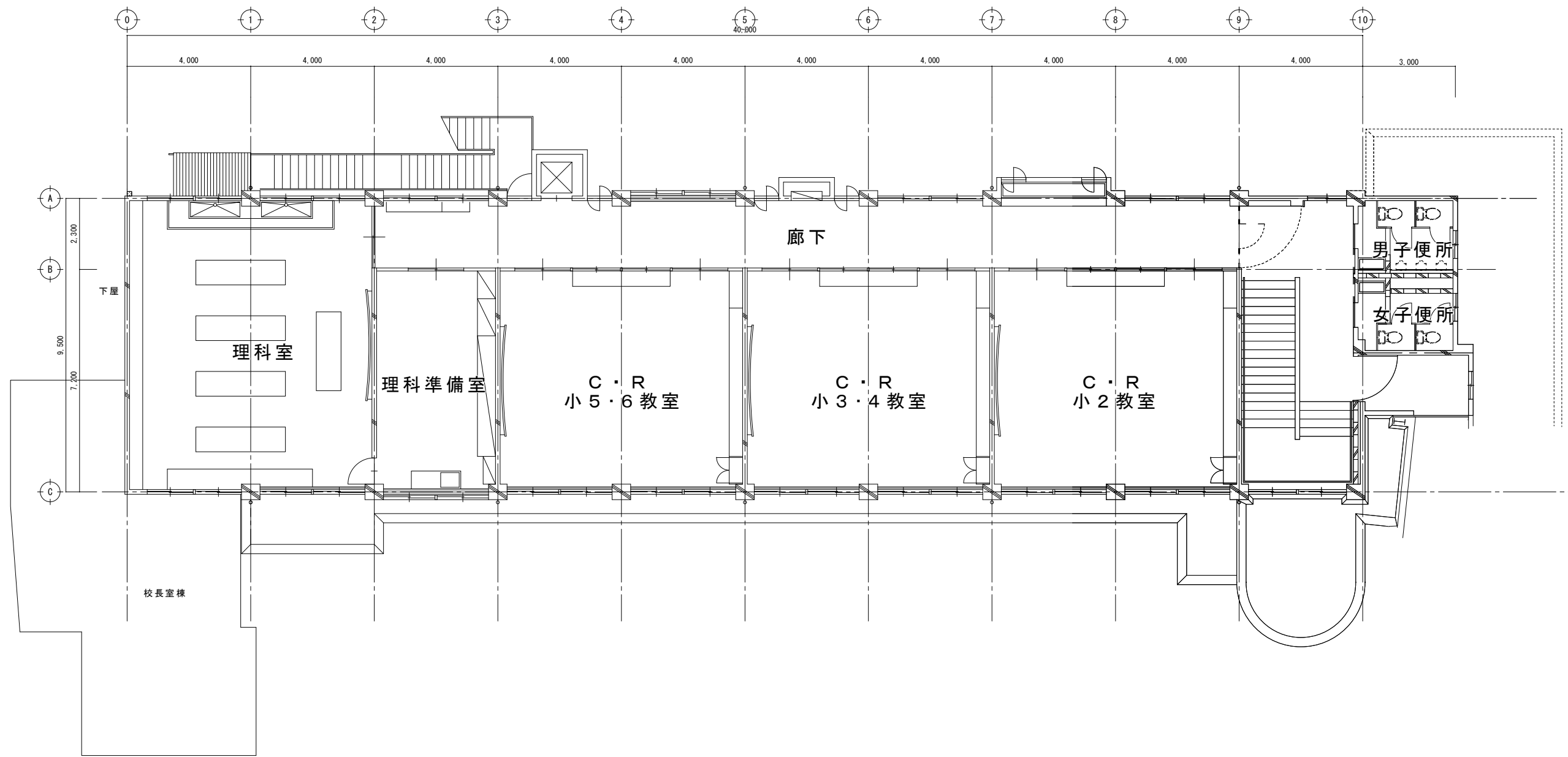
[illegible]



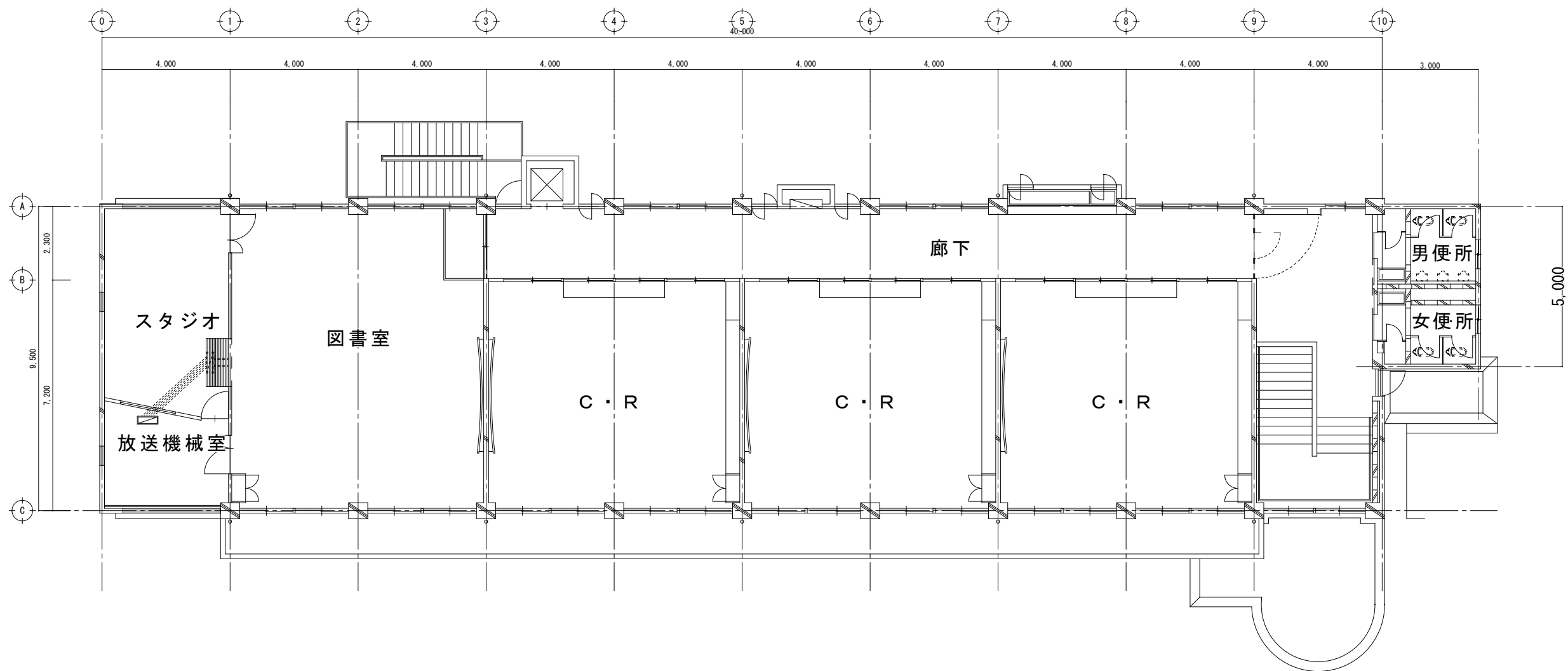
A 3 原寸		配置図・付近見取り図	SCALE 1 : 250	一級建築士事務所 高知県知事 登録 第19号 株式会社 上田建築事務所		DATE	DATE	A - 1 2
SUBJECT 令和8年度 神谷小中学校外壁改修工事		設計図		SUBMITTED BY 一級建築士登録 第 312929号 上田 博史		CHECKED BY	DRAWN BY	



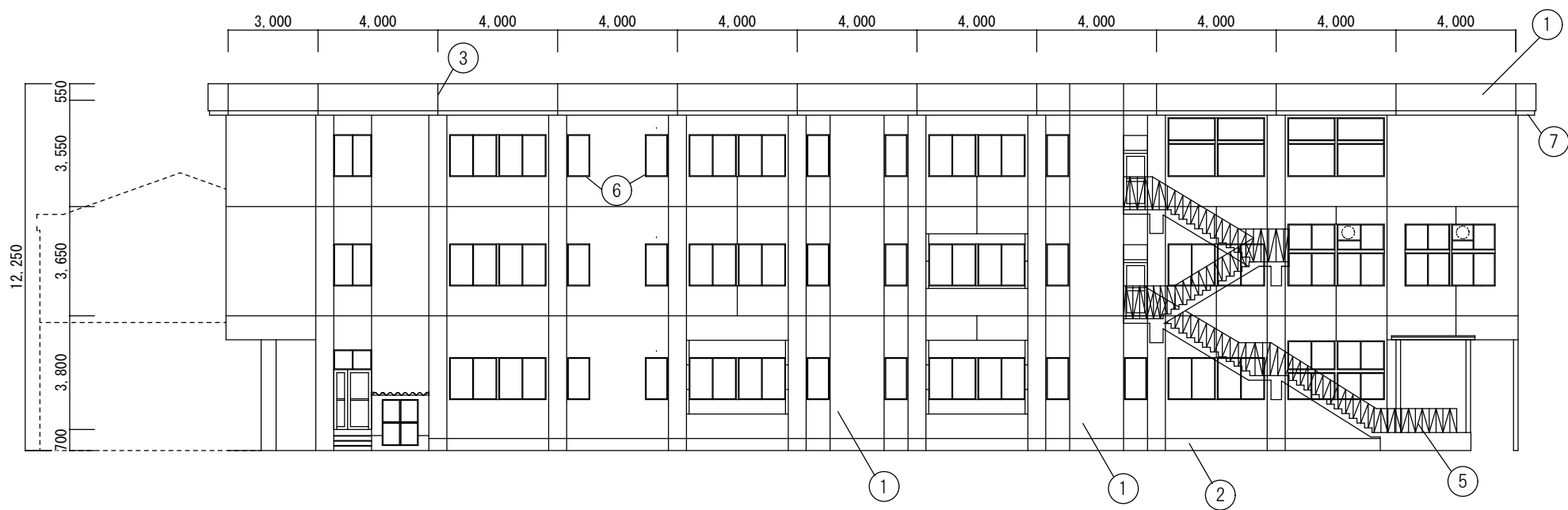
A 3 原寸	1階平面図	SCALE 1 : 150	一級建築士事務所 高知県知事 登録 第19号 株式会社 上田建築事務所 SUBMITTED BY 一級建築士登録 第 312929号 上田 博史	DATE . . .	DATE . . .	A - 1 3
	SUBJECT 令和8年度神谷小中学校外壁改修工事 設計図			CHECKED BY	DRAWN BY	



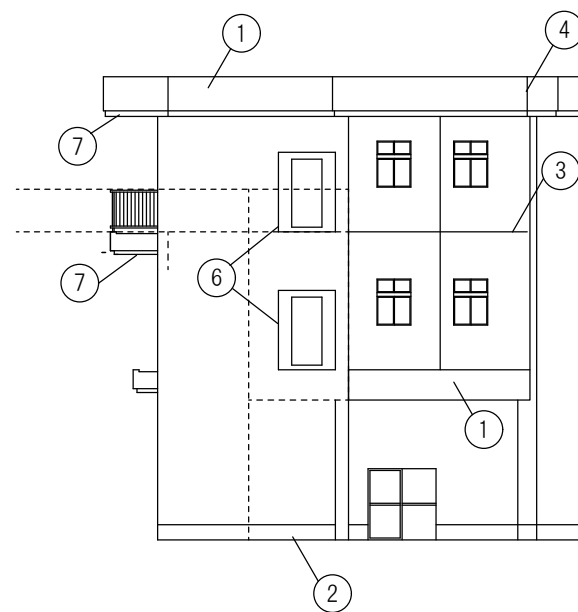
A 3 原寸	2階平面図	SCALE 1 : 150	一級建築士事務所 高知県知事 登録 第19号 株 式 会 社 上 田 建 築 事 務 所	DATE	DATE	A - 1 4 SHEET NO.
	SUBJECT 令和8年度 神谷小中学校外壁改修工事 設計図		SUBMITTED BY 一級建築士登録 第 312929号 上田 博史	CHECKED BY	DRAWN BY	



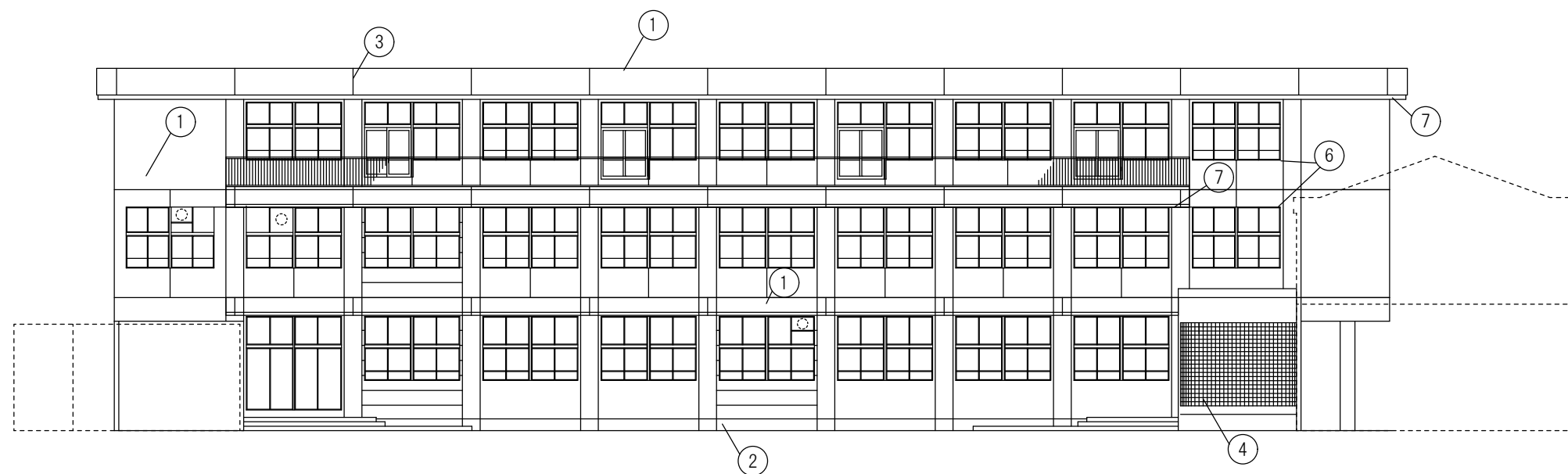
A 3 原寸	3階平面図	SCALE 1 : 150	一級建築士事務所 高知県知事 登録 第19号 株 式 会 社 上 田 建 築 事 務 所		DATE . .	DATE . .	A - 1 5 SHEET NO.
	SUBJECT 令和8年度 神谷小中学校外壁改修工事 設計図	SUBMITTED BY 一級建築士登録 第 312929号 上田 博史		CHECKED BY	DRAWN BY		



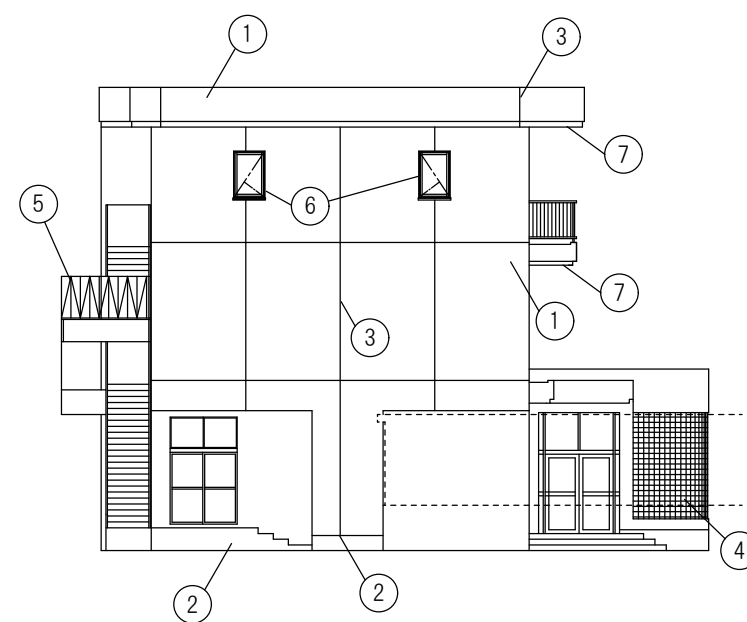
北立面図



東立面図

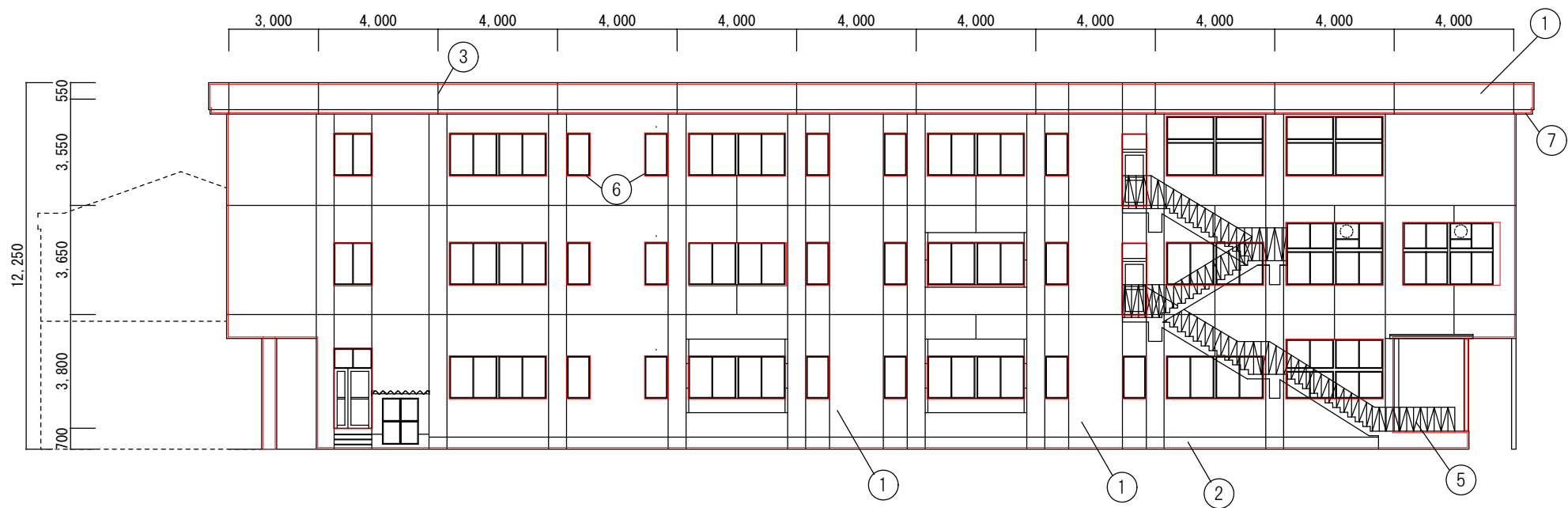


南立面図

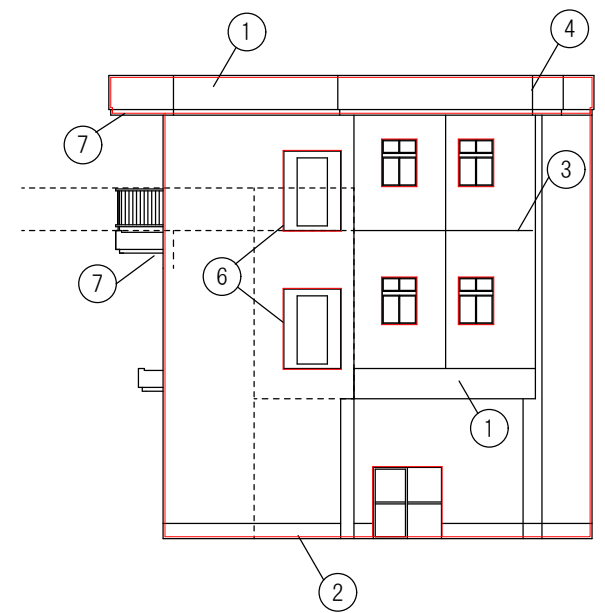


西立面図

■外部仕上表					
①	モルタル刷毛引	リシン吹付	④	ガラスブロック	190×190×95
②	モルタル刷毛引		⑤	外部階段	手摺
③	コンクリート目地切	W15	⑥	建具コーキング	
	既存コーキング	【撤去】	⑦	軒天(ﾊﾞﾙｺﾆｰ裏含む)	
			⑧	外壁全面：調査	補修部、想定50㎡みている
			⑨	外壁全面：調査	補修部、想定50㎡みている



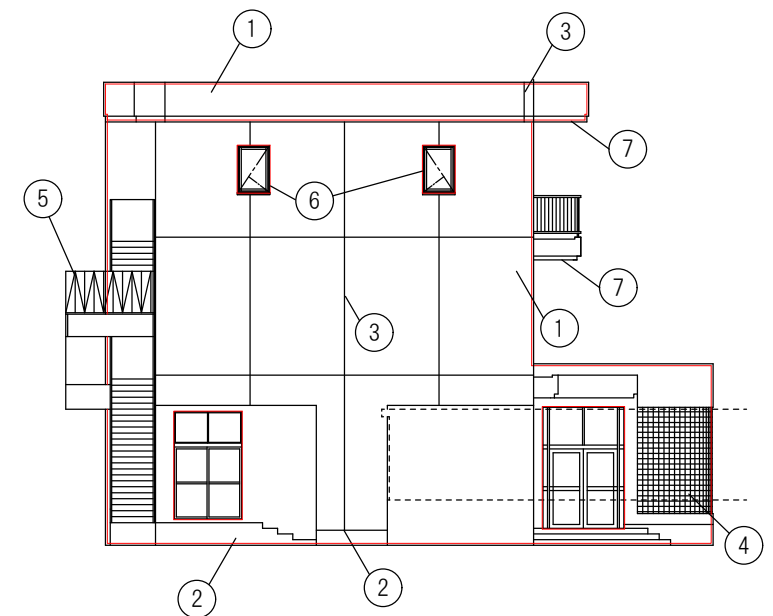
北立面図



東立面図

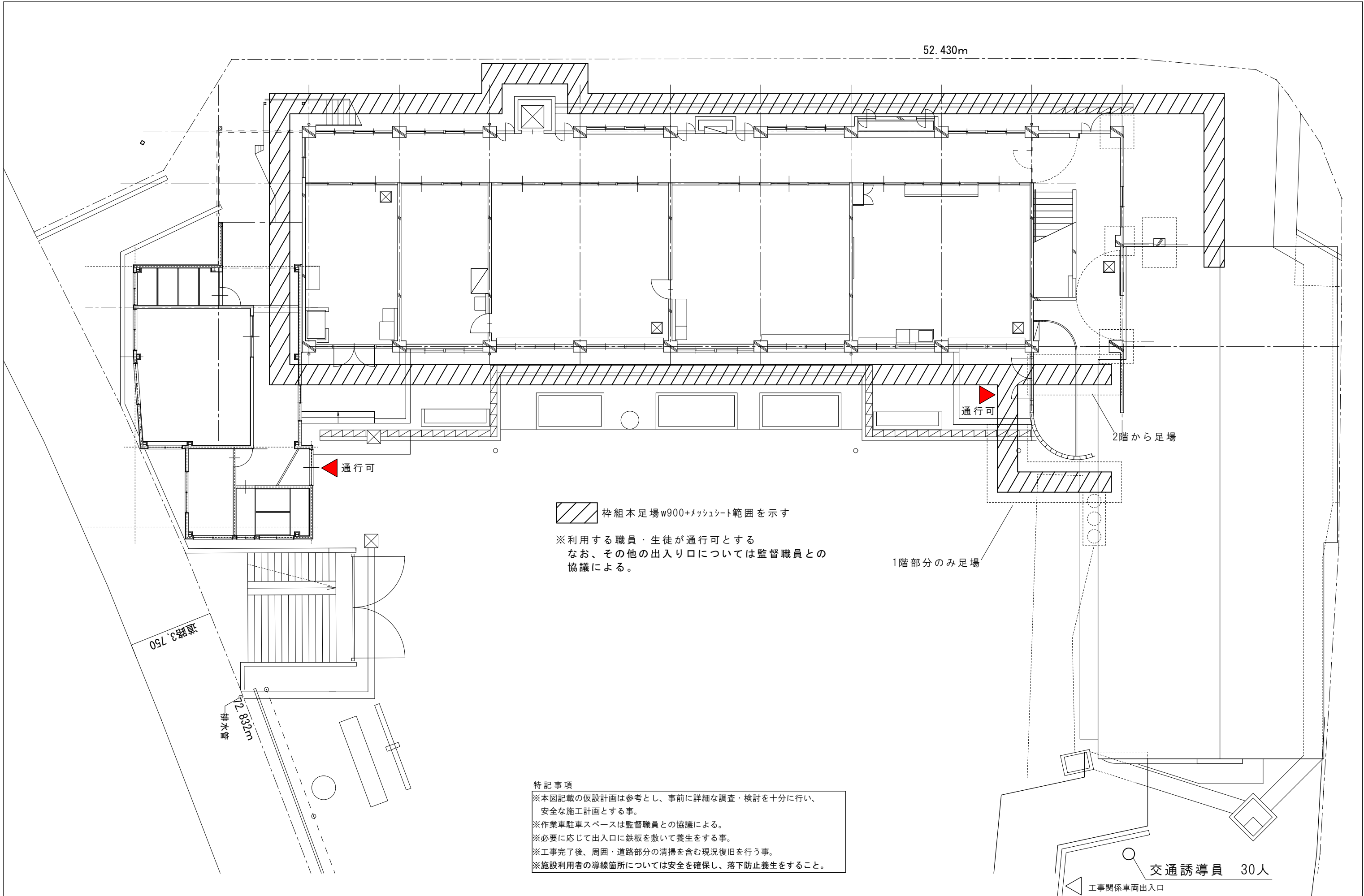


南立面図



西立面図

■ 外部仕上表			
① モルタル刷毛引 リシン吹付 高圧洗浄後、吹付タイル塗装	④ ガラスブロック 190×190×95	⑦ 軒天(ハルニ-裏含む) 高圧洗浄後、軒天リシン吹付	
② モルタル刷毛引 高圧洗浄	⑤ 外部階段 手摺 下地調整後、錆止め+上塗り (DP)	⑧ 外壁全面：調査後(想定50㎡みている) 浮き部分にエポキシ樹脂注入	
③ コンクリート目地切 W15 コーキング充填	⑥ 建具コーキング コーキング充填	⑨ 外壁全面：調査後(想定50㎡みている) クラック部分にエポキシ樹脂注入	



A 3 原寸	仮設計画図	SCALE 1 : 150	一級建築士事務所 高知県知事 登録 第19号 株式会社 上田建築事務所	DATE . . .	DATE . . .	A-18 SHEET NO.
	SUBJECT 令和8年度 神谷小学校外壁改修工事 設計図	SUBMITTED BY 一級建築士登録 第 63671号 上田 堯世	CHECKED BY	DRAWN BY		